

浜田市告示第 48 号

浜田市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

浜田市子育て短期支援事業実施要綱（平成 22 年浜田市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は保護」を「若しくは保護又は当該児童及びその保護者の保護その他の支援（以下「養育等」という。）」に改める。

第 2 条中「養育又は保護」を「養育等」に、「養育及び保護」を「養育等」に、「社会福祉法人」を「者」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（事業区分等）

第 3 条 支援事業の種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活援助事業 次条第 1 項第 1 号に規定する児童を実施施設等において一時的に養育し、若しくは保護し、又は同号に規定する親子（児童及びその保護者をいう。以下同じ。）を実施施設等において一時的に保護し、若しくは必要に応じ次に掲げる支援を実施すること。

ア 保護者のレスパイト・ケアに係る支援

イ 育児不安の解消や養育技術の提供等のための支援

ウ 育児及び家事等の協働による保護者のエンパワメントに係る支援

エ その他親子に必要な支援

- (2) 夜間養護等事業 次条第 1 項第 2 号に規定する児童を実施施設等において保護し、並びに生活指導及び食事の提供等を行い、又は同号に規定する親子を実施施設等において一時的に保護し、若しくは必要に応じ前号アからエまでに掲げる支援を実施すること。

第 4 条の見出しを「(対象者)」に改め、同条第 1 項中「となる児童」を「となる者」に、「有する児童」を「有する児童又は親子」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 短期入所生活援助事業 次に掲げる場合のいずれかに該当する家庭の児童又は親子であつて、市長が必要と認めるもの

ア 保護者が次に掲げる理由のいずれかに該当し、家庭における養育が一時的に困難となった場合

(ア) 疾病、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ並びに育児不安等の身体上又は精神上の理由

(イ) 出産、看護、事故、災害又は失踪等の家庭養育上の理由

(ウ) 冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の社会

的な理由

イ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

ウ レスパイト・ケア、児童との関わり方又は養育方法等に係る支援その他の支援のため、親子による利用が必要であると市長が認める場合

エ 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護を必要とする場合

第4条第1項第2号中「となり、家庭における養育が困難となった児童で」を「となる家庭の児童、前号イに規定する児童又は同号ウに規定する親子であって」に改める。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、第4条第1項第1号イに該当する児童については、費用負担を免除することができる。

第11条第1号中「児童」の次に「又は親子」を加える。

別表 1 短期入所生活援助事業（1人1日につき）の表を次のように改める。

1 短期入所生活援助事業（1人1日につき）

区分		利用者負担額
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯（ひとり親家庭に限る。）	2歳未満児・慢性疾患児	0円
	2歳以上児	0円
	保護者	0円
市町村民税非課税世帯（ひとり親家庭を除く。）又はその他の世帯（ひとり親家庭又は養育者家庭に限る。）	2歳未満児・慢性疾患児	1,300円
	2歳以上児	700円
	保護者	200円
その他の世帯（ひとり親家庭又は養育者家庭を除く。）	2歳未満児・慢性疾患児	6,700円
	2歳以上児	3,650円
	保護者	1,000円

別表 2 夜間養護等事業（1人1日につき）の表市町村民税非課税世帯（ひとり親家庭を除く。）又はその他の世帯（ひとり親家庭又は養育者家庭に限る。）の項中「350円」を「600円」に改め、同表その他の世帯（ひとり親家庭又は養育者家庭を除く。）の項中「750円」を「800円」に、「1,350円」を「1,600円」に改め、同表 3 備考第6号を削る。

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用する支援事業について適用し、同日前に利用する支援事業については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所

氏名

※署名又は記名押印

(児童との続柄：)

子育て短期支援事業利用申請書

子育て短期支援事業を利用したいので、浜田市子育て短期支援事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請に係る内容の審査に際して、市長が私の世帯の市町村民税の課税状況及び生活保護の受給の有無を調査すること、及び当該子育て短期支援事業の利用に際して、市長が実施施設等に児童等の状況等に関する情報を提供することに同意します。

利用者	児 童	氏 名		男・女	年 月 日生 (歳)	
	保護者	☐ 申請者と同じ (以下利用保護者に係る項目は記載不要です。)				
		氏 名	(児童との続柄：)		年 月 日生 (歳)	
	利用者の健康状態又は留意事項					
利 用 区 分		☐ 短期入所生活援助事業 ☐ 夜間養護等事業 ☐ 夜間養護 (宿泊 有・無) ☐ 休日預かり				
利用を希望する期間						
利用を必要とする理由						
児童の同居世帯員 (利用者を除く。)						
氏 名		年齢	勤務先等	連絡先電話番号	備考	
(児童との続柄：)						
(児童との続柄：)						
緊急時 連絡先	氏 名					
	電話番号					

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長 印

子育て短期支援事業決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました子育て短期支援事業の利用について、次のとおり決定（却下）しましたので、浜田市子育て短期支援事業実施要綱第 7 条の規定により通知します。

利 用 者	住 所				
	児 童	氏 名		男・女	年 月 日生（ 歳）
	保護者	氏 名	(児 童 と の 続 柄 :)		年 月 日生（ 歳）
利 用 区 分					
利 用 期 間					
実 施 施 設 等					
利 用 者 負 担 額					
備 考					

（却下理由）

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



子育て短期支援事業委託書

次の児童について、子育て短期支援事業の実施を委託しますので、浜田市
子育て短期支援事業実施要綱第 7 条の規定により通知します。

利 用 者	住 所				
	児 童	氏 名		男・女	年 月 日生（ 歳）
	保護者	氏 名	(児童との続柄：)		年 月 日生（ 歳）
	利用者の健康状 態又は留意事項				
保護者(利用 者を除く。) の連絡先	氏 名	(児童との続柄：)			
	電話番号				
緊急時 連絡先	氏 名	(児童との続柄：)			
	電話番号				
利 用 理 由					
利 用 区 分					
利 用 期 間					
経 費 負 担 額 (1 日 に つ き)		浜田市負担額			
		利用者負担額			
備 考					

様式第 4 号（第 10 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



子育て短期支援事業取消（解除）通知書

年 月 日付け指令 第 号において利用の決定をした子育て短期支援事業の利用について、次のとおり決定の取消し（利用の解除）をしましたので、浜田市子育て短期支援事業実施要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

利 用 者	住 所				
	児 童	氏 名		男・女	年 月 日生（ 歳）
	保 護 者	氏 名	(児 童 と の 続 柄 :)		年 月 日生（ 歳）
利 用 区 分					
実 施 施 設 等					
取 消 （ 解 除 ） 年 月 日					
取 消 （ 解 除 ） 理 由					